正誤

ページ	段	行	誤	正
八五			家庭庁告示第三号（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示）	令和六年三月十五日（号外第五十八号）こども
九二			（原稿誤り）	
九五	改正後欄終りから一六		旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所	旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定医療機関
九五	改正前欄一		指定放課後等デイサービス等	指定保育所等訪問支援
九九	〃五		20	20
九五	改正後欄終りから五		20	20
九五	改正前欄七		18	18
九五	〃九		17	17
九五	〃終りから二		21	21
九八	〃五		21	21

九八	改正後欄〃一四～一三		福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)1から17までにより算定した単位数の1000分の129	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)1から17までにより算定した単位数の1000分の129
九九	改正前欄一	19	要する費用の額	要する額
一三一	〃	19	並びに同イ及び同ロ	及び同イ
一五五	〃	九	並びに同イ及び同ロ	及び同イ
一五六	改正後欄終りから二一		及び同ロ	及び同ニ
一五五	改正前欄終りから二二		及び同ニ	及び同ホ
一五六	改正後欄一一		及び同イ	及び同ロ
一五九	改正前欄一〇		及び同イ	及び同ニ
一六〇	改正後欄一九		第3の1のロ	第3の1のハ
一六二	改正前欄一五		第3の1のハ	第3の1のニ
一六四	改正後欄一四		10の注	注10
一七〇	改正後欄一		第2	第3
一七一	改正前欄〃		算定する	算定に関する
一七二	改正後欄一一		行頭を一字下げる。	
一七二	〃	一七	して	して
一七二	〃	二二	指定通所基準第五十四条の九	指定通所基準第五十四条の九
一七二	〃	八	注1	注
一七二	〃	一五	づけた	付けた
一七二	〃	二五	づけた	（以下この号及び次号
一七三	〃	一八	（次号	
一八四	〃	一一	指定発達支援事業所等	指定児童発達支援事業所等
一八五	〃	一五	若しくはこれに	又はこれらに
一九一	改正前欄六		当該事業所	当該指定児童発達支援事業所等
一九一	〃終りから八			
二〇二	〃九		第二号第二号	第二号
二〇二	〃一六		注6	注9

本紙：令和6年8月27日より引用しております